

東温市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年10月7日

東温市監査委員 竹村俊一
同 相原眞知子

令和7年度定期監査（施設）結果報告書

1 監査の対象施設等

実施日	対象施設	実施場所
8月19日	重信中小学校	各施設
	北吉井小学校	
	双葉保育所	
	東谷小学校	
	西谷小学校	
	西谷幼稚園	
8月20日	南吉井小学校	各施設
	川内保育園	
	北吉井幼稚園	
	重信幼稚園	

2 監査の方法

施設の運営及び管理状況（課題等）、現金等の管理状況、備品及び郵券等の管理状況等について、提出書類に基づき、各施設で監査を行った。

3 監査の結果

(1) 施設の運営及び管理状況（課題等）

各施設とも、適正に運営及び管理されていた。

(2) 現金等の管理状況

各施設とも、適正に管理されていた。

(3) 備品及び郵券等の管理状況

施設ごとに備品の抽出調査をしたところ、適正に管理されていた。また、郵便切手等の保有状況等を調査したところ、適正に管理されていた。

(4) その他

- ア 一部の施設については、施設の構造上修繕が必要となる箇所が散見された。
- イ 一部の保育所については、空き教室がないため、保護者の相談、来客対応の部屋がないため、職員室を使用するか、園児が帰った時間帯で、空いている教室を使用したりしており、相談場所等に苦慮しているとの意見があった。